

国立研究開発法人森林研究・整備機構防災業務計画

平成13年4月2日

13森林総研第75号

最終改正：平成29年3月31日（28森林総研第1834号）

第1章 総則

1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条1項の規定、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項に基づき、指定公共機関である国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）が、その業務に係る防災に関し講じるべき措置を定め、災害の未然防止、又は災害が発生した場合における対策の迅速かつ適切な実施を図ることを目的とする。

2 実施方針

この計画の実施にあたっては、国、地方公共団体その他の関係諸機関と緊密な連携を図り、防災業務の推進に寄与するものとする。

なお、この計画で対象とする災害とは、農林水産省防災業務計画（昭和38年9月6日付け38総第915号）における第2編からから第7編の災害のうち、森林・山地及び林業・木材産業用施設等に係る災害をいう。

3 計画の変更

この計画は、災害対策基本法第39条第1項の規程に基づき、必要に応じ修正するものとする。

第2章 防災に関する組織

1 防災会議

（1）設置

機構に防災会議を設置する。また、会議の庶務は総務部総務課において処理する。

（2）構成

会長 理事長

委員 理事、総括審議役、審議役、企画部長、総務部長、研究企画科長、研究管理科長、育種企画課長、総務課長及び管理課長並びに会長が必要に応じて指名する職員

なお会長に事故等があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその業

務を代行する。

(3) 任務

防災会議は、①防災業務計画の策定、変更及び実施に関する事項、及び②その他防災に関する重要事項について協議する。

2 災害対策支援本部

(1) 設置

防災会議の会長は、機構に対して災害対策基本法第28条に定める非常災害対策本部長または同法第28条の6に定める緊急災害対策本部長による災害対策支援の指示がなされた場合においては、機構に災害対策支援本部（以下、「支援本部」という。）を設置するものとする。また、被災地が遠方等のため必要がある時は、被災地に近い支所、あるいは育種場に支援本部を設置し、災害対策本部の指示に基づき、現地の指揮にあたるものとする。

(2) 構成

支援本部の構成は、次のとおりとする。

本部長	理事長
副本部長	理事のうちから理事長が指名する者
本部員	総括審議役、審議役、企画部長、総務部長、研究管理科長、総務課長、管理課長、森林防災研究領域長、森林災害・被害研究拠点長、担当研究ディレクター、担当研究コーディネーター及び理事長が指名する者

現地対策本部の構成は、支援本部と連携しつつ状況に応じて支所長、あるいは育種場長が決めることとする。

(3) 所掌業務

支援本部は、次の業務を行う。

- ア 関係諸機関との連絡に関すること
- イ 災害に関する情報の収集に関すること
- ウ 災害調査のための職員の派遣に関すること
- エ その他災害対策に関すること

(4) 事務局

支援本部の事務局は、企画部研究管理科において行う。

第3章 防災に関する研究及び調査並びに技術支援

1 防災に関する研究

機構は、第1章の2のなお書きに規定する各種災害における予防対策の計画的かつ効果的な推進に資するため、林業・木材産業用施設の安全性及び森林・山地の保全等に関する

試験及び研究並びに調査を実施するものとする。

2 連絡体制の確立

機構は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その情報を正確かつ迅速に伝達し、または伝達を受けるため、通信手段及び体制を整備する。

3 職員の派遣体制の整備

機構は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、調査を行う職員の派遣を迅速かつ円滑に行うため、派遣体制を常時整備しておくものとする。

4 大規模な災害・地震に係る防災訓練及び教育活動の実施

大規模な災害並びに東海地震、南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した防災訓練に関しては、緊急連絡網による情報の伝達、防災担当職員の緊急参集、支援本部及び現地対策本部の設置準備等について実施するものとする。

また、防災担当職員に対して、防災上必要な知識等の教育の実施及び指導を行うものとする。

第4章 災害応急対策

第1節 地震防災応急対策

1 東海地震予知情報等の伝達

気象庁が東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を発表した場合又は警戒宣言若しくは警戒解除宣言が発せられた場合には、総務課長は、その旨を速やかに緊急連絡網により、防災会議の会長・委員（支援本部が設置されている場合にはその構成員）及び防災担当職員に伝達する。

2 東海地震注意情報に基づく防災対応

気象庁が地震注意情報を発表した場合には、防災担当職員の緊急参集等を行うとともに、迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有化を図るものとする。

3 南海トラフ地震並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の防災体制及び応急対策

南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合、総務課長はその旨を速やかに緊急連絡網により、防災会議の会長・委員（支援本部が設置されている場合にはその構成員）及び防災担当職員に伝達するものとする。また、防災担当職員の緊急参集等を行うとともに、迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有化を図るものとする。

4 支援本部及び現地対策本部の設置

防災会議の会長は、東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合若しくは前項の地震が発

生した場合には、防災会議を招集し、第2章の2の(1)の規定に基づき支援本部、及び必要に応じて現地対策本部の設置を行い、必要な体制を整備するものとする。

第2節 防災応急対策

1 派遣要請の受信

災害の現地調査のための職員の派遣要請の受信は、企画部研究管理科長が行い、同科長が不在の場合は、総務部総務課長が行うものとする。

2 職員の派遣要請への対応

機構は災害に関し、国又は地方公共団体から現地調査のため職員の派遣要請があった場合には、迅速に対応するものとする。

3 派遣職員の選定

現地へ派遣する職員の選定は、森林防災研究領域長が行い、同領域長が不在の場合は、森林灾害・被害研究拠点長が行う。

なお、災害の種類により森林防災研究領域長及び森林灾害・被害研究拠点長が派遣職員を選定することが不適切な場合は、その災害等の種類に応じた研究領域長が派遣職員を選定する。

派遣職員は、支所及び育種場をも含めた研究職員の中から、災害の状況に応じて適切な者を選定する。

4 現地調査の実施

現地調査を行う職員は、国、地方公共団体の職員とともに調査を行い、災害状況の把握、災害原因の究明、二次災害発生の可能性、応急対策工事の計画等について、適切な専門的知見を提供し、防災業務に貢献するものとする。

第5章 災害復旧

1 災害復旧に関する研究

機構は災害の復旧に関する研究を行い、災害復旧事業に資するものとする。

2 関係諸機関への協力

機構は災害復旧対策に関する検討会等への参加により専門的知見を提供し、関係諸機関の防災業務に協力する。

3 森林保険による災害復旧支援

機構は森林保険制度において、災害時においても迅速に損害評価や事故確認を実施し、保険金を早期に支払うよう努める。

また、平常時における措置として、森林保険への加入を促進するとともに、災害時には

迅速かつ適切な対応策が講じられるよう体制を整える。

附則

この計画は、平成13年4月1日から適用する。

附則

この計画は、平成18年7月28日から適用する。

附則（平成19年4月2日 18森林総研第1554号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成25年7月16日 25森林総研第485号）

この計画は、平成25年7月16日から施行する。

附則（平成27年3月31日 26森林総研第1467号）

この計画は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成28年3月31日 27森林総研第1820号）

この計画は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成29年3月31日 28森林総研第1834号）

この計画は、平成29年4月1日から施行する。